

議案第1号

加西市立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成29年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例（昭和 55 年加西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表鎮岩地区コミュニティ供用施設の項を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

市が事業主体として建設したコミュニティ供用施設について、地元自治会と無償で譲渡する移管の同意が得られたため改正を行うもの。

(対象施設) 鎮岩町コミュニティ供用施設